

30 清須監 26 号
平成30年8月17日

清須市長 永 田 純 夫 様

清須市監査委員 黒 川 了 一

清須市監査委員 浅 井 泰 三

平成29年度清須市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書について

地方公共団体の財政健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された平成29年度清須市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

平成29年度 清須市健全化判断比率審査意見書

第1 審査対象

平成29年度決算に基づき算定された実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びに算定の基礎となる事を記載した書類

第2 審査の期間

平成30年7月20日から平成30年8月16日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

健全化判断比率	平成29年度	平成28年度	平成27年度	早期健全化 基 準
実質赤字比率	(%) —	(%) —	(%) —	(%) 12.72
連結実質赤字比率	—	—	—	17.72
実質公債費比率	2.1	2.2	2.6	25.00
将来負担比率	—	—	—	350.00

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の「—」表示は、実質赤字若しくは連結実質赤字がない場合又は将来負担額より充当可能財源等が多い場合を表す。

2 個別意見

(1) 実質赤字比率について

平成29年度は赤字となっていないため、問題はないと認められる。

(2) 連結実質赤字比率について

平成29年度は赤字となっていないため、問題はないと認められる。

(3) 実質公債費比率について

平成29年度は2.1%で、早期健全化基準の25.0%を下回っており、問題はないと認められる。

(4) 将来負担比率について

平成29年度は、将来負担額より充当可能財源等が多いので、問題はないと認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

平成29年度 清須市資金不足比率審査意見書

第1 審査の対象

平成29年度資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 実施期間

平成30年7月20日から平成30年8月16日まで

第3 審査の方法

審査にあたっては、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼に審査を実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(1) 水道事業会計

比率名	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化 基準
資金不足比率	(%) —	(%) —	(%) —	(%) 20.00

※ 資金不足比率の「—」表示は、資金不足のない場合を表す。

(2) 下水道事業特別会計

比率名	平成29年度	平成28年度	平成27年度	経営健全化 基準
資金不足比率	(%) —	(%) —	(%) —	(%) 20.00

※ 資金不足比率の「—」表示は、資金不足のない場合を表す。

2 個別意見

(1) 資金不足比率について

水道事業会計及び下水道事業特別会計における平成29年度の資金不足額がないため、問題はないと認められる。

3 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。